

兵庫県ケアリーバーの支援のあり方検討委員会報告書 (案)

令和6年 月
ケアリーバーの支援のあり方検討委員会

目次

<u>I はじめに</u>	<u>p. 1</u>
<u>II 支援の現状</u>	<u>p. 2</u>
1 兵庫県の取組	· · · · · p. 2
2 国の動き	· · · · · p. 3
<u>III 実態調査結果</u>	<u>p. 4</u>
1 調査概要	· · · · · p. 4
2 調査結果	· · · · · p. 4
<u>IV 支援に関する課題</u>	<u>p. 11</u>
1 将来に向けた学びの環境や体験機会が不十分	〔入所中〕 · · · · · p. 11
2 試行錯誤できる期間がない	〔退所前〕 · · · · · p. 12
3 退所後の相談支援体制が整っていない	〔退所後〕 · · · · · p. 12
<u>V 支援推進方策</u>	<u>p. 14</u>
1 将來の選択肢を広げる	〔入所中〕 · · · · · p. 14
2 一人ひとりの歩みに寄り添う	〔退所前〕 · · · · · p. 16
3 つながりで安心を支える	〔退所後〕 · · · · · p. 19
<u>VI おわりに</u>	<u>p. 23</u>
(参考資料)	
・ケアリーバーの支援のあり方検討委員会設置要綱	· · · · · p. 24
・ケアリーバーの支援のあり方検討委員会検討経過	· · · · · p. 27

I はじめに

本報告書は、児童養護施設や里親家庭（以下「施設等」という。）で暮らした経験のある方（以下「ケアリーバー」という。）への支援の方向性を示しています。また、アンケートやインタビューに協力いただいた方への報告と、これから施設等を離れる子どもたちへ先輩の経験や選択などを伝える報告書としてとりまとめました。

子ども施策は今、変革期にあります。令和5年4月に、子ども真ん中社会をめざす子ども家庭庁が創設され、同年12月には、子ども基本法に基づき、子ども施策の基本的な方針等を定める子ども大綱が策定されました。

また、改正児童福祉法が令和4年6月に公布され、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕在化していること等を踏まえて、子育て世帯を包括的に支援するための様々な改正事項が令和6年4月から施行されます。

改正法では、ケアリーバーの実態を把握し、自立のために必要な援助を行うことが都道府県が行わなければならない業務として位置づけられました。

ケアリーバーは施設等を離れ、家族からの支援が見込めず、入所施設等とのつながりも薄れていく中で、退所後の生活に困難を抱えている場合が少なくありません。

県では、児童養護施設に自立支援担当職員を、県児童養護連絡協議会には自立支援コーディネーター、生活相談支援担当職員を配置し、退所後の悩み相談などアフターケアを行っています。また、身元保証人確保対策、自立支援貸付、インターンシップ参加費助成等に加え、令和4年度から、金銭管理等を学ぶ自立支援セミナーや企業の協力を得た就職支援セミナーの開催など、安心して自立できるよう支援しています。

このたび、ケアリーバーへのさらなる支援の充実に向けて、令和5年6月に「ケアリーバーの支援のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、新たに取組むべき支援について議論を重ね、本報告書をとりまとめました。

<本報告書を作成にあたっての基本的な考え方>

施設等で暮らす子どもたちは将来的に施設等を離れ、自立していきます。しかし、「自立」とは、自分一人で生きていくことではありません。頼る先を増やして、必要な時に「助けて欲しい」と言える勇気を持てるようになることも自立につながります。施設等を離れても一人ではなく、力になりたいと考える多くの支援者がいます。自分でできることは頑張って欲しいですが、誰もが困るときがあって、そういう時はSOSを出して相談して、頼るときは頼れるようになることが大切です。

本報告書の作成にあたっては、「自立」の意味を共通認識として持つとともに、子どもたちが権利の主体であることに留意し、自分のことは自分で決めることができ、子どもたちの意思が最大限に尊重される形で、入所中の支援から施設等を離れてからの支援が推進されていくことを意識して作成しました。

※ 本報告書の対象に里親も含まれるが、用語の統一のため施設を想定した入所、退所等を用いている。

II 支援の現状

1 兵庫県の取組

(1) 兵庫県社会的養育推進計画の取組推進

平成28年の改正児童福祉法を具現化する国の新しい社会的養育ビジョンを踏まえて、令和2年3月に策定した兵庫県社会的養育推進計画では、社会的養護自立支援の推進に向けた取組として、①自立に向けた準備への支援、②退所後の相談場所、③退所後の実態把握及び交流の仕組みづくり、④退所後のアフターケアを担う職員（自立支援担当職員）の施設への配置を今後の取組として示した。

(2) 取組の推進状況

① 自立に向けた準備への支援

自立に向けて進学や就職する際には、大学等受験料支援やオンライン授業等のためのパソコン購入支援、企業インターンシップへの参加費支援、就職時や賃貸住宅の身元保証人確保対策や生活費等の自立支援貸付などを行っている。

令和4年度から、金銭管理や性教育など自立に向けて必要な知識を学ぶ自立支援セミナーを開催している。また、施設等に入所することもたちの自立支援に協力いただける企業と連携して、こどもたちが興味のある仕事の魅力やなぜその仕事に就いたのかなどを直接企業の方に聞く就職支援セミナーを行うとともに、セミナーに協力いただいた企業への職場見学を実施している。

② 退所後の相談場所

平成30年度から、一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会に自立支援コーディネーターを配置して、退所児童の支援計画に関する調整や支援を行っている。加えて、令和4年度から、生活相談支援担当職員を配置して、退所予定児童や退所後児童を対象にして、生活や就労、就学などの不安や悩みの相談に対応している。

③ 退所後の実態把握及び交流の仕組みづくり

令和5年度に、平成26年度に行った兵庫県独自の調査から約10年ぶりにアンケート及びインタビューによる実態把握調査を行った。

交流の仕組みづくりについては、ケアリーバーが入所施設等に戻った際に、交流を行っている例はあるが、全県的な仕組みの構築までには至っていない。

④ 退所後のアフターケアを担う職員（自立支援担当職員）の施設への配置

各児童養護施設に、令和3年度から自立支援担当職員を順次配置し、進路相談や住居探しなどの退所支援、退所後の悩み相談などのアフターケアを進めている。

2 国の動き

(1) こども基本法に基づく取組の推進

全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が令和5年4月に施行された。

同年4月に設置されたこども家庭庁は、子どもがまんなかの社会を実現するため、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとっていちばんの利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守るためのこども政策を推進する司令塔として取組を推進している。

同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるこども大綱が策定された。大綱には、ケアリーバーへの多職種・関係機関の連携による自立支援、地域社会とのつながりをもてるよう支援すると示されている。

【参考】こども大綱 拠粹

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていくような地域社会とのつながりをもてるよう支援する。

(2) 児童福祉法の改正

令和4年6月に公布された改正児童福祉法が令和6年4月に施行される。改正法では、ケアリーバーの実態を把握し、自立のために必要な援助を行うことが都道府県が行わなければならない業務に位置づけられた。

また、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助等を行う児童自立生活援助事業について、これまで実施場所が自立援助ホームに限られていたが、児童養護施設や里親家庭でも実施が可能になるとともに、一律の年齢制限が弾力化され、一度退所した者の再入所も可能となる。

さらに、ケアリーバーや虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の支援のため、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されるなど支援の充実が図られる。

III 実態調査結果

1 調査概要

改正児童福祉法により、ケアリーバーの実態を把握し、自立のために必要な援助が都道府県が行わなければならない業務に位置づけられた。必要な援助の実施には、まずは実態把握が重要であることから、アンケート・インタビュー調査を行った。

(1) アンケート調査

対象施設	児童養護施設、里親・ファミリーホーム
対象者	平成30(2018)～令和4(2022)年度の過去5年間に退所した18歳以上の人(家庭復帰(親と同居)は除く。措置延長、措置変更を含む。)(299名) ※退所後の数年間でつまずくことが多いため直近5年間とし、家族から離れて自立した者に焦点をあてるため家庭復帰を除く18歳以上(高卒)とした。
調査方法	WEBアンケート方式(郵送の手間を省き、回答、集計のしやすさを考慮) 児童養護施設：児童養護施設の職員から対象者にメール等で依頼 里親・ファミリーホーム：こども家庭センター(児童相談所)から里親・ファミリーホームを通じて対象者にメール等で依頼
調査内容	住まい、健康、お金、就職、進学、相談、必要なサポート 等
実施期間	令和5年7月25日(火)～8月10日(木)

(2) インタビュー調査

対象者	アンケート回答者の中でインタビューの了承が得られた者(9名)
調査方法	出身施設、こども家庭センター、児童課職員が訪問等により実施
調査内容	退所前、退所直後、現在のそれぞれの困り事と必要なサポート
実施期間	9月中旬～11月中旬

2 調査結果

アンケート対象者299人のうち送付者230人、回答者165人、回答率は55.2%(送付者の回答率71.7%)となった。

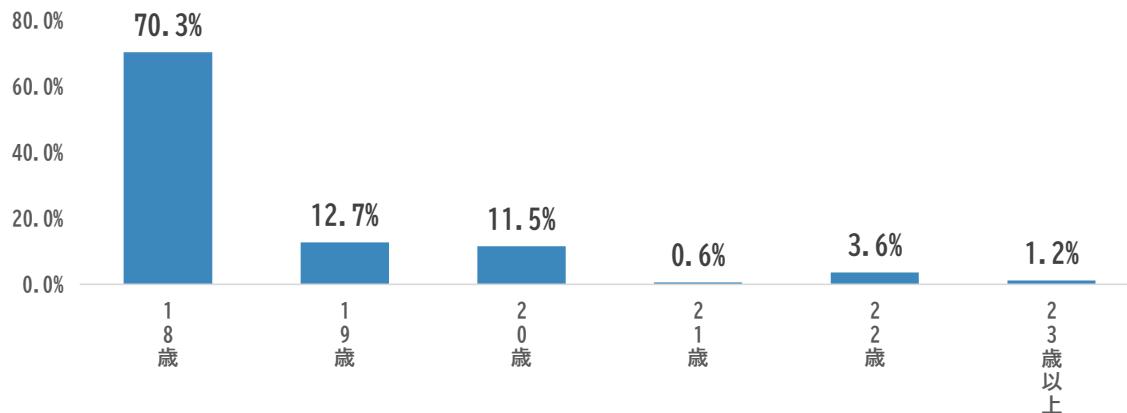
対象者	A	児童養護施設			里親・ファミリーホーム			合計		
		総数	対象外	対象	総数	対象外	対象	総数	対象外	対象
送付	B	282	65	217	92	10	82	374	75	299
回答	C				174		56			230
回答率1	(C/A)				133		32			165
回答率2	(C/B)				60.5%		39.0%			55.2%
					76.4%		57.1%			71.7%

※ 対象外は、家庭復帰(親と同居)した者

(1) 退所年齢

「18歳」の割合が最も高く70.3%となっている。次いで「19歳（12.7%）」、「20歳（11.5%）」、「22歳（3.6%）」となっている。

図表1 施設等を退所したのは何歳ごろですか(n=165)



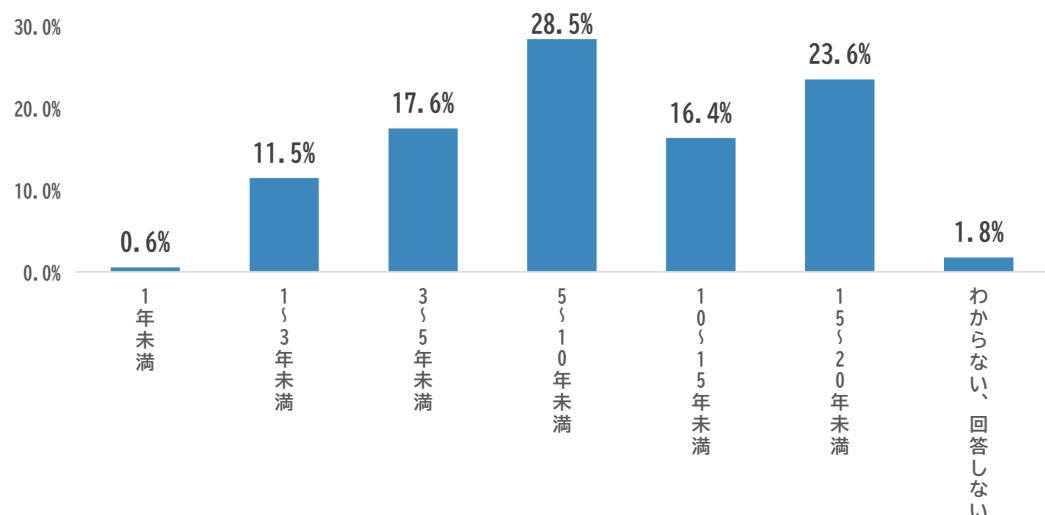
<インタビュー>

・仕事に慣れてから生活拠点が変わった方が助かった。

(2) 入所期間

「5~10年未満」の割合が最も高く28.5%となっている。次いで「15~20年未満（23.6%）」、「3~5年未満（17.6%）」、「10~15年未満（16.4%）」となっている。

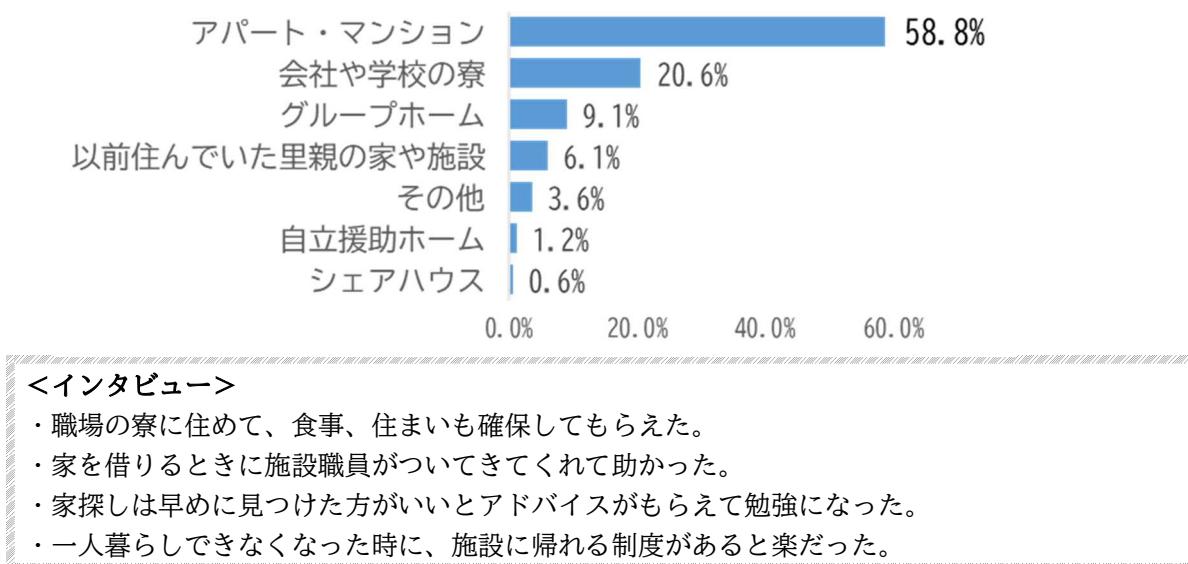
図表2 最後に生活していた施設等では、どのくらいの期間をすごしましたか(n=165)



(3) 住まい

「アパート・マンション」の割合が最も高く58.8%となっている。次いで「会社や学校の寮（20.6%）」、「グループホーム（9.1%）」となっている。

図表3 いまの住まいの種類について教えてください(n=165)



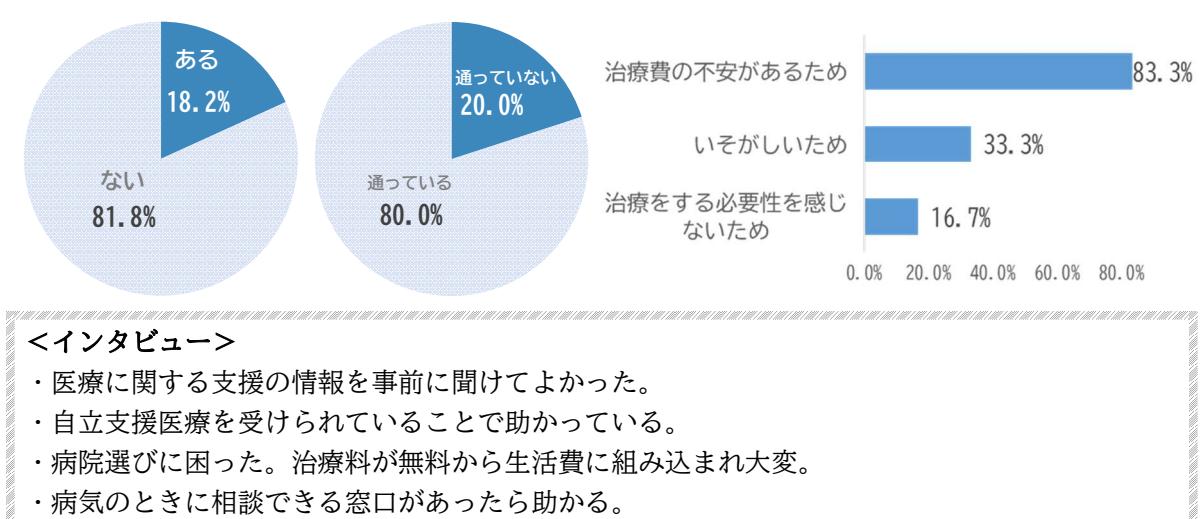
<インタビュー>

- ・職場の寮に住めて、食事、住まいも確保してもらえた。
- ・家を借りるときに施設職員がついてきてくれて助かった。
- ・家探しは早めに見つけた方がいいとアドバイスがもらえて勉強になった。
- ・一人暮らしできなくなった時に、施設に帰れる制度があると楽だった。

(4) 健康

治療しなければならない病気が「ある」は18.2%で、病院に「通っていない」は20.0%。理由は「治療費の不安があるため」の割合が最も高く83.3%となっている。

図表4 治療しなければ 図表5 病院に通って 図表6 治療をしていない
ならない病気が いますか(n=30) 理由を教えてください(n=6)



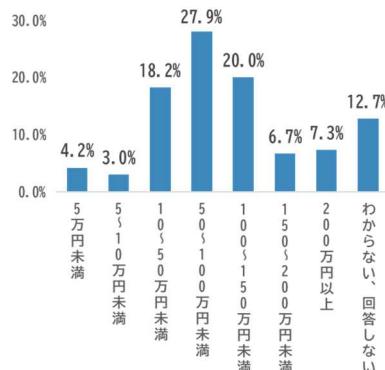
<インタビュー>

- ・医療に関する支援の情報を事前に聞いてよかったです。
- ・自立支援医療を受けられていることで助かっている。
- ・病院選びに困った。治療料が無料から生活費に組み込まれ大変。
- ・病気のときに相談できる窓口があったら助かる。

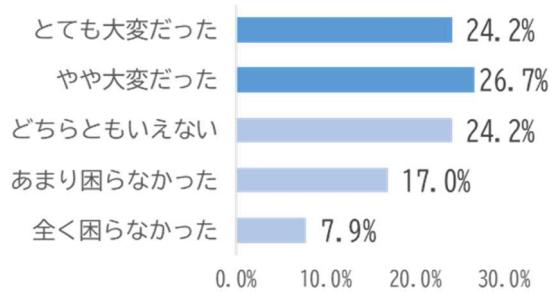
(5) 金銭管理

貯金は「50～100万円未満」の割合が最も高く27.9%となっている。「5万円未満(4.2%)」「5～10万円未満(3.0%)」となっている。お金の管理は「とても大変だった(24.2%)」「やや大変だった(26.7%)」あわせて50.9%となっている。

図表7 施設等を出たとき、
貯金はどのくらいありましたか(n=165)



図表8 施設等を出た後、1人でお金の
管理をするのは、大変でしたか(n=165)



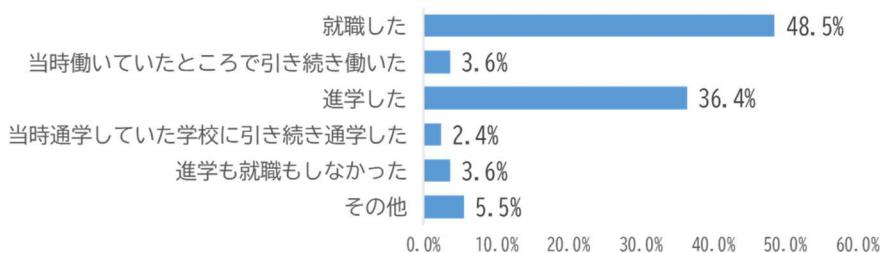
<インタビュー>

- ・貯金できるか、散在してしまわないか心配。
- ・電気代や食費など何にどれくらい使うか金銭管理を知っておきたかった。
- ・金銭管理の練習ができればよかった。
- ・どれだけ使ったか記録するくせをつけられる場所があれば一人暮らしでも心強い。
- ・使う時だけもらって使う習慣づけができるよかったです。
- ・退所時に受け取る様々な給付金や児童手当の貯金が助かった。

(6) 進路

「就職した」の割合が最も高く48.5%となっている。次いで「進学した(36.4%)」となっており、「進学も就職もしなかった(3.6%)」となっている。

図表9 施設等を出た直後は、どの進路に進みましたか(n=165)



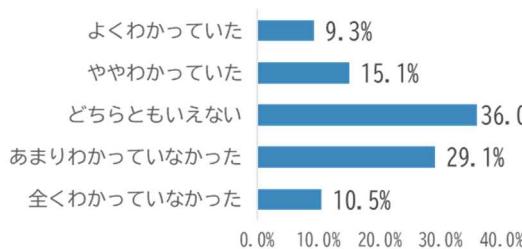
<インタビュー>

- ・イベントに参加できることで新しい発見や友達ができた。
- ・興味があることから夢を持つことができれば応援してあげてほしい。
- ・進路のことを聞き出してもらえて考えもまとまり抱え込まずにするんだ。
- ・先輩からの面接対策や勉強の仕方など周りの支援が孤独にならずバネになった。
- ・誰かの管理下でも、視野を広げられるSNSの情報は大事。

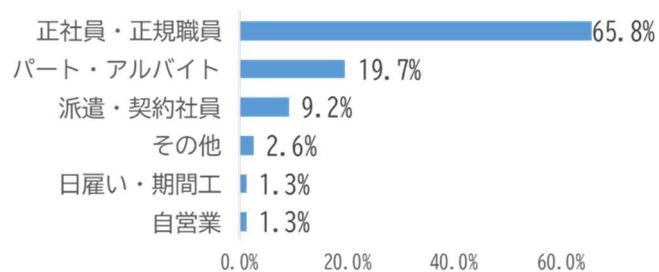
(7) 就職

向いている仕事は「あまりわかつていなかった（29.1%）」「全くわかつていなかった（10.5%）」あわせて39.6%。雇用形態は、「正社員・正規職員（65.8%）」「パート・アルバイト（19.7%）」「派遣・契約社員（9.2%）」となっている。

図表10 どのような仕事が自分に向いているか、わかつっていた(n=86)

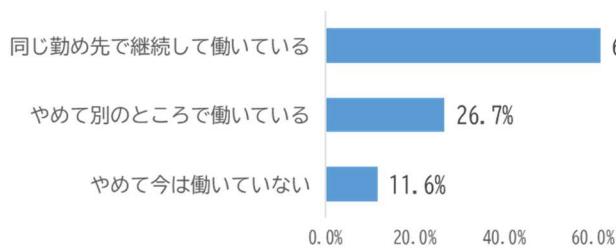


図表11 雇用形態について
教えてください(n=76)

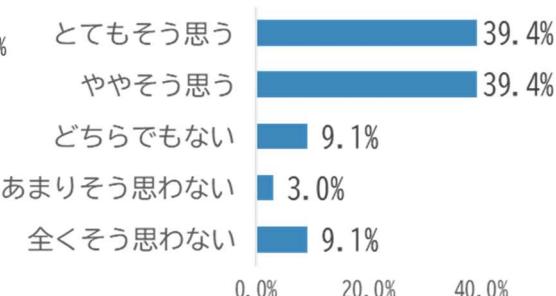


現在の状況は「やめて別のところで働いてる（26.7%）」「やめて今は働いていない（11.6%）」あわせて38.3%。転職・退職した理由で仕事上のストレスがあったは「とてもそう思う（39.4%）」「ややそう思う（39.4%）」となっている。

図表12 現在の状況について
教えてください(n=86)



図表13 転職・退職した理由
仕事上のストレスがあった(n=33)



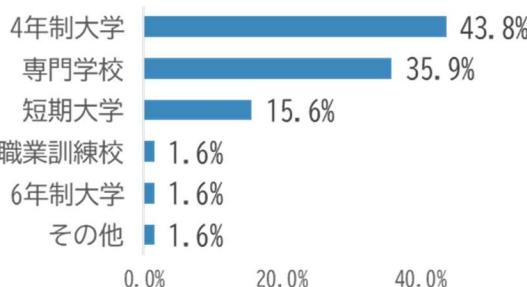
<インタビュー>

- ・身近な大人の存在や環境から夢を描くことができた。
- ・小さな頃から興味を広げるためにいろんなイベントに連れて行ってあげてほしい。
- ・違う職種の仕事をしてみたいと思い探している。仕事の斡旋があればよい。

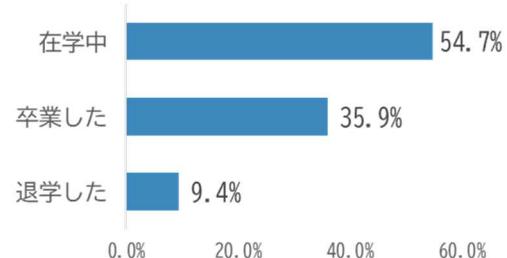
(8) 進学

学校の種類は「4年制大学」の割合が最も高く43.8%となっている。次いで「専門学校（35.9%）」「短期大学（15.6%）」となっている。進学した後の状況は「在学中（54.7%）」「卒業した（35.9%）」「退学した（9.4%）」となっている。

図表14 学校の種類を
教えてください(n=64)



図表15 進学した後の状況を
教えてください(n=64)

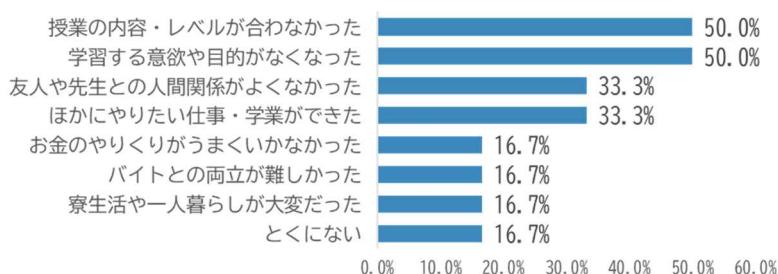


<インタビュー>

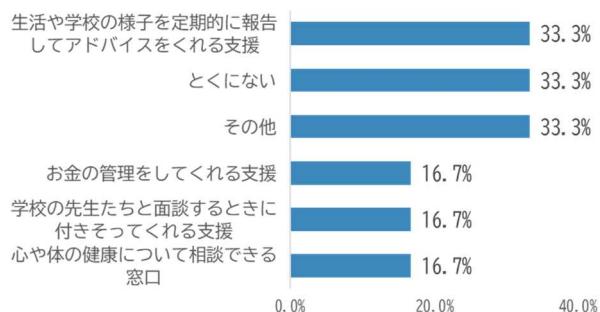
- ・学費や生活費のことを考えると将来の選択肢はあまりなかった。
- ・学校では就職しかないと言われたが、いろんな支援を教えてもらって進学を選択できた。
- ・民間の給付型の奨学金がなければ進学しなかった。最初から諦めなくてすむ。
- ・給付型の奨学金や学校の授業料免除制度で困ることなく学校に通えている。

退学の理由は「授業の内容・レベルが合わなかった」「学習する意欲や目的がなくなった」の割合が最も高く50.0%となっている。必要な支援は「生活や学校の様子を定期的に報告してアドバイスをくれる支援（33.3%）」が最も高くなっている。

図表16 学校をやめた、もしくは休学している理由を教えてください(n=6)



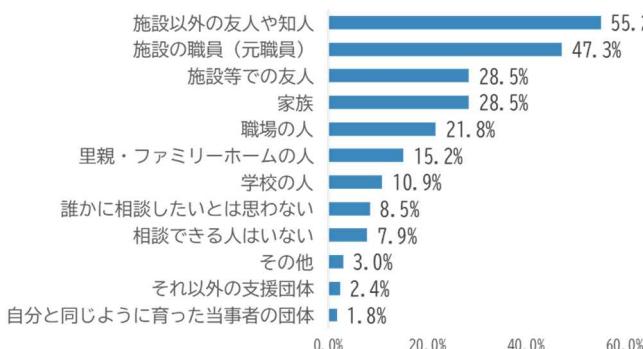
図表17 どんなサポートがあれば学校をやめなかっただと思いますか(n=6)



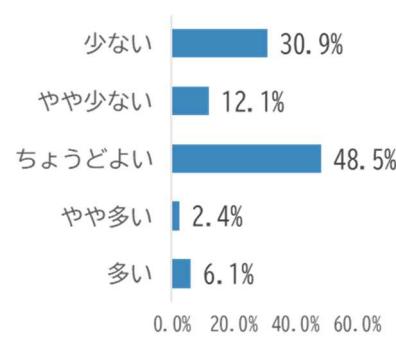
(9) 相談相手

「施設以外の友人や知人」の割合が最も高く55.2%となっている。次いで「施設の職員（元職員）(47.3%)」「施設等での友人(28.5%)」となっている。

図表18 困ったときに相談できる人はいますか(n=165)



図表19 会ったり連絡をとったりした回数は、多いと思いますか、少ないとだと思いますか(n=165)



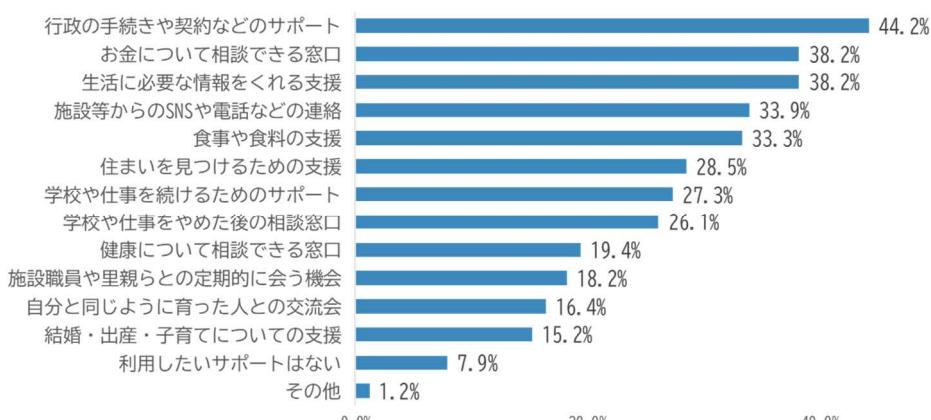
<インタビュー>

- ・退所直後に訪問してもらえた安心できた。施設から定期的な連絡はあった方がよい。
- ・親がいれば相談したであろうことを相談できればよい。どこかはけ口があった方がよい。
- ・相談先を明確にしてほしい。自分を知っている人に相談したい。
- ・いろんな知識を持っている人、頼れる人に相談できてアドバイスがもらえると安心できる。

(10) 必要なサポート

退所後に必要だと思うサポートは「行政の手続きや契約などのサポート」の割合が最も高く44.2%となっている。次いで「お金について相談できる窓口(38.2%)」「生活に必要な情報をくれる支援(38.2%)」となっている。

図表20 退所後に必要だと思うサポートを教えてください(n=165)



<インタビュー>

- ・市役所や携帯の手続きの細かな書類を揃える支援は助かる。必要な手続き一覧があればよい。
- ・電話のかけ方や書類の書き方は事前に伝えた方がよい。
- ・洗濯や掃除、料理などはお手伝いをしたことでスムーズにできた。
- ・退所直後の家事などのサポートがあればよかった。日用品を届けてもらったことは助かった。
- ・施設等に先輩が定期的に帰ってきたとき一人暮らしなどのアドバイスをもらえる。

IV 支援に関する課題

1 将来に向けた学びの環境や体験機会が不十分

[入所中]

(1) 学びや好奇心を満たせる環境が不十分

施設等で暮らす子どもたちは、複雑な成育歴から学習できる環境になかった者も少なくない。大学に進学したものの、学習についていけず退学した要因に小学校の頃からの学習の遅れも考えられる。

【調査結果：学校の退学・休学理由は「授業の内容・レベルが合わなかった」が一番多く50%】

小さな頃から将来に向けて自分に何が向いているか、やってみて面白いと思えるかを考えるためにも様々な体験機会が必要だが、十分提供できていない。

小さなころからの学習環境の保障や子どもたちの「やりたい」を満たす習い事等に打ち込める環境が必要だが、小学生の学習塾代や習い事代は、現状では国の支援の対象外となっている。

また、高校を卒業後、すぐには大学等に進学せず、やりたいことを考える時間を確保して学び直しを行う場合や夢の実現に向けて再度大学等の受験に挑戦する場合の予備校代等も現状では国の支援の対象外となっている。

(2) 将来を考える機会や人との出会いが少ない

将来どういう大人になりたいか、どういう将来を描きたいか考えられることが重要だが、社会に出たあと、どのような働き方が待っているかなどの情報が子どもたちになく、支援者側も十分な情報を持てていない。

【調査結果：自分に向いている仕事を「あまりわかつていなかった」29.1%、「全く分かっていなかった」10.5%】

大学等への進学については、民間の給付型の奨学金等により経済的支援は充実してきているものの、いまだ一般の高卒生と比較し、大学等進学率が低い現状にある。その一因として、親やきょうだいが進学していない場合も多く、大学進学モデルが身近におらず、早い段階で進学を選択肢として考えないことがあげられる。

【大学等進学率：全高卒生63%、児童養護施設28% ※県内の令和4年3月高卒生】

小さな頃から多様な人と出会い、様々な世界を知る中で、進路選択の視野を広げながら、将来の夢や目標を見つけられる機会が必要である。

2 試行錯誤できる期間がない

〔退所前〕

(1) 措置延長等の制度はあるものの活用が少ない

現状では、原則18歳を迎えると措置解除となり施設等を退所している。

【調査結果：施設等を18歳で離れた者が70.3%】

退所後の金銭管理や生活などの実践の場で、支援が一気になくなる落差に対して、課題やトラブルに対処できずに困難を抱えている。

【調査結果：退所後のお金の管理は「とても大変だった」24.2%、「やや大変だった」26.7%】

退所直後も含め、非常に不安定な時期に試行錯誤できるよう、生活の安定を確保し、自立に向けた支援を継続するため、子どもの意見を聞きながら、措置延長等の検討が必要である。なお、中高生などの高年齢児の入所が増えていることから、緩やかに退所につなげるための期間が必要であることにも留意する必要がある。

また、児童自立生活援助事業の要件緩和により、年齢要件の緩和や一旦退所した場合の再入所も可能となることから、受入体制の検討も必要である。

退所に向けた不安を解消するためには、早い段階から見通しを立てることが重要であり、子どもを中心とした施設等の自立支援計画の作成が必要である。

(2) 退所後に必要な情報が十分に伝わっていない

インタビューでは、退所後の金銭管理や病院探し、診察料への不安があったこと、入所中に書類の見方や電話のかけ方などを教えた方が良いとの声があった。

入所中は、職員等の管理の中で生活するが、退所後は急に自ら管理していくことになるため、入所時期や発達段階に応じて、金銭管理や病院受診、トラブル対応など、どのように情報を伝えるかについて、一人ひとり丁寧に関わる必要がある。

また、進学を検討する際に、金銭的な支援があることを知らず、進学を諦めるというような、本当は受けたかった支援が選択できなかったということがないよう適切に情報提供する必要がある。

3 退所後の相談支援体制が整っていない

〔退所後〕

(1) ケアリーバー専門の相談窓口がない

インタビューでは、「親がいないので些細なことを話す人がいない」「普段困っていることを相談したい」との声があるが、現状では、ケアリーバー専門の日常の悩み事や困り事の相談を受けて支援につなぐことができる相談窓口はない。

【調査結果：必要なサポート上位「行政の手続きや契約のサポート」44.2%、「お金について相談できる窓口」38.2%、「生活に必要な情報をくれる支援」38.2%】

また、「帰る場所がなかった」との声もあり、ケアリーバーが困ったときに、具体的な支援を行える体制も整っていないことも大きな課題であり、生活の立て直しや経済的な支援、伴走支援がどれだけできるかを考える必要がある。

また、相談窓口の看板をかけただけで待っていても誰も相談にはこない。アウトリーチやSNSで相談を受け付け、すぐに動ける体制を整えることが重要である。

(2) 進学・就職したものの退学・退職する者が多い

ケアリーバーの半数は高校を卒業して就職し、退所直後の18歳でも4人に1人が転職を経験しており、22歳以上で就労継続している者は16.7%となっている。

就職支援に関して、現状では、就職支援セミナーの開催や就職活動等に要する経費への支援にとどまっており、職場定着を図る取組が必要である。

大学等への進学については、民間財団の給付型奨学金により経済的支援は充実し、大学等進学率は徐々に上がっているが、退学率が9.4%と高く、進学後も安心して学び続けることができるよう支援が必要である。

(3) 支援団体間のネットワークが構築できていない

現状では、主にケアリーバーが入所していた施設等によるアフターケアが行われているが、退所後に抱える様々な課題に対して、一人ひとりの困り事に応じて、適切な支援機関につなげていく必要がある。

そのためにも、日頃から様々な支援機関がネットワークを構築し、連携して支援を行える体制を整える必要がある。

(4) 実態把握と取組を評価する体制が整っていない

改正児童福祉法を踏まえ、令和5年度に、ケアリーバーへのアンケートとインタビューによる実態把握調査を実施したが、一過性のものとすることなく継続的にケアリーバーの実態を把握する仕組みを構築する必要がある。

また、今後、県が新たに取組む支援策が適切に機能しているか点検し、評価する仕組みが必要である。

V 支援推進方策

1 将来の選択肢を広げる

[入所中]

(1) 学びや好奇心を満たす環境づくり

① 学びを支える環境の充実

施設等で暮らす子どもたちは、複雑な成育歴から幼少期に学習できる環境になかったことで、学習習慣が確立できていないことや、基礎学力の低さ、学習の遅れ、それらによる自己肯定感や意欲の低下につながり、さらに、将来の展望を描きにくくなることで、進学や就職の選択肢を狭めてしまいかねない。

また、将来、大学等に進学した場合でも、小さな頃からの学習の遅れにより、学習についていけず、つまずき、退学につながっているとの声もある。

学習習慣の確立や学習の遅れの解消のため、小学校の頃から子どもの状況に応じて学習塾に通えるようにするなど、学びを支える環境を充実する必要がある。

② 「やりたい」を叶える環境の充実

(興味や関心にあわせた活動ができる環境の充実)

小さな頃から様々な体験を重ねることは、自分なりの生きる工夫や知恵が生まれ、新しい出会いにもつながることから、子どもたちの興味や関心にあわせた習い事に通えるようにするなど、「やりたい」を叶える環境を充実する必要がある。

(「やりたい」を引き出す機会の創出)

小学校の頃から、子どもたちが何を「やりたい」のか、何を面白いと思ったか、将来に向けて何をしたらいいのかを考え、引き出す機会を設ける必要がある。自分に何が合っているかを認識し、将来につなげるには、早ければ早いほどよい。

(支援者側の失敗に対する認識の共有)

子どもたちが様々な体験をする中で、支援する側がどこまでの失敗を許容するか、失敗をしたときのバックアップについて認識を共有しておく必要がある。助けてもらう経験や、誰かが向き合ってくれた、自分のことを大切にしてくれた経験を得ることも重要である。

③ 大学進学に再挑戦できる環境の充実

大学等の進学をめざしたが、希望の進学先の合格を得られなかった場合など、一度の受験で、子どもたちが夢を諦めざるを得なくなることがないよう、高校を卒業した者でも、次の受験に向けて再度チャレンジする対策ができるよう、予備校代等への支援が必要である。

(2) 将来の選択肢を広げる機会づくり

① 大学進学を選択肢として考える機会の創出

施設等で暮らすこどもたちの高校卒業後の大学等進学率は、全高卒者と比較し、大きな差がある。

【参考：県内全高卒生：63%（学校基本調査の大学・短大・高専）、施設等：23.6%（今回調査の大学・短大）】

進学しない理由として、経済的理由や本人の就労意向などがあるが、成育歴から周りに進学者も少なく、施設等の先輩の多くが就職を選択する中で、大学進学モデルが身近におらず、早い段階で進学を選択肢として考えないとの声もある。

こどもたちの成長段階に応じて、大学生との交流機会を設けることで、大学生モデルを知り、将来を考えるきっかけとし、こどもたちが夢を育み、希望する未来を選べるよう支援が必要である。

② 働くことを考える機会の創出

（どのような仕事があるか早い段階で知る機会を創出）

社会に出れば、どのような働き方が待っているのか、どのような仕事がいいのか、自分に何ができるのかわからないことがないよう、また、十分に迷える期間が持てるよう、世の中にどのような仕事があるのかを早い段階で知ることができる機会を持つことが重要である。

（仕事体験・社会体験の実施）

どのような大人になりたいか、どのような将来を描きたいかを考えるために、モデルとなる大人との出会いが重要である。出会いの中で、様々な価値を感じ、目標が見えてくるからこそ将来に向けて頑張ろうと思えるものである。

何のために進学するのか、将来どのような仕事をしたいのか、どのような大人になりたいのかを明確化するためにも仕事体験・社会体験が有効である。施設等では経験できない多くの体験をする中で、小さなことを褒めてもらうことで自己肯定感があがることや、こどもの体験前後の変化をみることもできる。

（支援者も一緒に社会を学ぶ）

こどもたちが体験活動やセミナー等に参加する際には、施設職員等も積極的に同行するなど、支援者もいっしょに社会を学び、こどもたちにどのように伝えるかを考えることも重要である。

(1) こども中心に自立を考える体制づくり

① こども中心の自立支援計画の策定

(こども中心の自立を考える会議の開催)

自立支援計画には、こども家庭センター（児童相談所）や専門家、施設や里親、実親、こどもたち本人の意向を記載するが、施設等の自立支援計画書を見たことがないというこどもたちがいれば、里親自身も見たことがないという声がある。

こどもたちの自立を支援者だけで考えるのではなく、本人を中心に、中学生ぐらいの早い段階から、どのような大人になりたいか、そのためにどのような準備が必要なのか、どのような支援が選択できるのか、どのような支援者がいるのかを一緒に考える会議を持つことが必要である。

(アセスメントの実施と日常生活での活用)

計画策定にあたっては、こどもたちが今どのようなスキルを持っていて、何をどこまでできるのかのアセスメントを十分に行なうことが必要である。また、計画が日常の暮らしの中に落とし込まれて活用されることも重要である。

② 一人ひとりの歩みにあわせた自立支援

(措置延長の適切な情報提供とこどもの意見の聞き取り)

今回のアンケート調査では、約7割が18歳で施設等を離れていた。インタビュー調査では、「急激な生活の変化に対応することが大変だった」との声も聞かれた。現行制度では、必要に応じて、措置延長により20歳まで引き続き支援を受けることが可能であるが、こどもたち自身が措置延長という制度があることを知らなかつたという声もある中で、こどもたちへの適切な情報提供と措置延長の判断の際にこどもの意見を聞きながら支援の継続を検討すべきである。

(高年齢で入所することへの対応)

高年齢で施設等に入所することもが増えており、施設等を離れる際の貯金が少ないなどの課題がある中、緩やかに移行していく体制を整えることも重要である。その際、措置延長が望ましい場合でも、こども自身が施設等を離れることを望むケースもあることから、支援を希望しない場合の対応の検討も必要である。

(一人暮らし体験の実施)

急激な生活の変化を緩和するため、施設等の見守りを受けながら、一人暮らし体験を行うことで、行政手続きや買い物の仕方、病院選び、料理の作り方、予算を渡して金銭管理ができるようにするところまで、一人ひとりの歩みにあわせた支援の検討も必要である。なお、こうした体験を行わない場合でも、退所直後の極度の不安感に寄り添うため、退所後1年程度は高頻度の見守りが必要である。

(再度支援が必要となった場合の受入体制の整備)

児童自立生活援助事業の年齢要件が弾力化される中で、一度、措置解除となつたものの、その後、困難な状況に直面し、再度支援が必要となった場合の受入体制を検討していく必要がある。施設等を離れるまでに、社会的養護自立支援拠点（後述3(1)①）につないでおくことで、こどもたちのSOSをキャッチできる体制を整えておくことも重要である。

③ 自立に関する職員の資質向上

(施設間での好事例の共有や意見交換の実施)

施設によって自立に向けた支援やアフターケアが異なることのないよう、自立支援担当職員等が、どのように取組むことで、こどもたちとつながり続けていけるのかの事例を共有するなど情報共有や意見交換を行う場が必要である。

その際、施設の職員だけでなく、里親家庭やファミリーホームにおける自立を考える里親支援センターの職員等とも一緒に資質の向上を図る必要がある。

(施設内での資質向上のための会議の開催)

施設では、子どもの担当の職員が進路相談や具体的な動きをしていくことになるため、就職や進学の知識、自分の役割を深く認識するためにも、施設内でも活動報告や事例検討を行う会議を定期的に開催しフィードバックしていく必要がある。

(自立支援のガイドラインの作成)

職員の制度の理解や子どもの意向をどう捉えていくのか、措置延長の判断基準など、こどもたちにどのような支援を行っていくのかなどについて、ガイドラインのような指針となるものの作成も検討すべきである。

(2) 必要な情報を届ける仕組みづくり

① 発達段階に応じた提供すべき情報の提供

(将来の見通しが立てられるよう発達段階に応じて情報を提供)

こどもたちの自立に向けて準備しておく必要がある「情報」「体験」「出会い」を発達段階に応じて、どの段階で、子どもに対して、何をしていくのかを、早い段階から見通しが立てられるよう整理しておく必要がある。情報については、いのちの大切さや金銭管理、病気になったときの医療保険制度や病院探しなどの知識、進学に関わる費用と受けられる支援など、より早い段階で伝えていくべきかどうかも含めて整理していく必要がある。特に、入所時期も違う中では、何が伝えられているかを引き出すなど、一人ひとり丁寧に関わっていく必要がある。

こどもたちは、その時は困っていないので、十分に理解することは難しいかもしれないが、情報の取扱いやお金、法律に関しては、最終的には自己破産という手段もあるなど、様々な選択肢があることを事前に伝えておくことは重要である。

(意見表明制度の周知)

こどもたちが何か言いたいとき、やりたいとき、困ったとき、自分の権利を適切に行使する力を身につけておくことが必要であり、施設の職員等から権利とは何かを伝えるとともに、弁護士を通じて、権利を主張することができる意見表明制度があることも伝えておく必要がある。

(社会的養護に関するWebサイトの周知)

施設等を離れてからも役立つ社会的養護に関するWebサイトは、支援者が作成した全国のアフターケアにつながるようなサイトや当事者が作成したサイトなど、様々なものがあるため、こうした情報の提供や検索の仕方など、情報リテラシーを高めて、つながれるようにしておく必要がある。

② こどもの視点に立ったリテラシー教育の実施

(学びの設計へのこどもの参画)

自立に向けて必要な知識を身につける講座は、こどもたちにとって、施設等を離れる準備をさせられていて悲しい、武器を身につけたからこそ頼ってはいけないと捉えてしまうこともあると認識しておく必要がある。その上で、様々な講座を考える際には、こどもたち自身は必要としていない、必要性に気付いていない場合もあるため、意見を聞くことをはじめ、自分たちで考えられる仕組みを設けるなど、こどもの気持ちに寄り添って必要な情報を届けていく必要がある。

(具体的な事例を交えたワークショップの実施)

講座の内容について、単に情報を伝えるだけではなく、SNS上の些細な言動がいじめにつながることや、怪我をしたとき、性犯罪、闇バイトに巻き込まれそうになったときにどこにSOSを求めるかなど、失敗例も含めて具体的な事例をワークショップなどを通じて伝えていくことが効果的である。その際、社会的養護自立支援拠点（後述3(1)①）の職員が伝える役割を担うことによって、将来拠点とつながることの意識付けを行うことも工夫する必要がある。

(職業適性検査などの活用)

仕事を考えるにあたって、職業適性検査など、施設等のこどもに限らず、誰もが受けられるものは、受入れられやすく、自分ができること、できないことを知り、自分で管理できることで退所する時も、退所後も活用しやすい。キャリアカウンセリングの機会を設けることも必要である。

(退所後の金銭管理の支援の検討)

金銭管理については、施設では職員管理になってしまい、医療費も無償で、どこに行っても施設職員が入場料なども出すので、自分が払っている感覚がなく、施設を出た後に急に管理しなければならなくなる。そのため、入所中の金銭管理の知識の習得に加え、退所後の金銭管理の支援についても検討が必要である。

(1) 支援をつなぐ拠点づくり

① ケアリーバーが頼れる支援拠点の整備

(ケアリーバー専門の相談支援体制の構築)

アンケート調査では、退所後に必要なサポートは、行政手続きの支援や相談、情報提供が上位となった。インタビュー調査でも、「市役所や携帯の手続きの細かな書類を揃える支援は助かる」という声があった。こどもたちが、日常のさまざまな悩みや困っていることを相談できる窓口が必要である。

社会的養護自立支援拠点事業を活用し、入所中、退所前、退所後の支援が連続線上の中で行われていくよう、支援をつないでいく役割を担うとともに、退所後の相談支援や相互交流、関係機関とのつなぎとなる支援拠点を開設することで、ケアリーバーが安心して自立できる体制を構築していく必要がある。

【参考】社会的養護自立支援拠点事業

措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う。

(アセスメントと適切な関係機関へのつなぎ)

支援拠点では、本人ができること、専門職など周りが手助けする部分をマネジメントする役割を担う必要がある。自立していく中で、病気や障害があり、就職ができないなど、自立生活が困難な者もいることから、関係機関と連携し、医療機関やグループホームなど社会福祉制度に適切につなぐ必要がある。

(SOSに具体的に応えられる体制の準備)

相談窓口を設置する際には、窓口に行って帰されることがないよう、本当に危ない緊急的なこどもたちに、頼れる先として、SOSに具体的に応えられる支援の提案があり、伴走して同行支援などを行えることが重要である。

また、交通費がない場合や、日々の困難さから、窓口までたどり着けない場合にSNSによる相談が送られてくるような場合でも、すぐに動けることが重要である。

(アウトリーチでの支援)

相談を待つだけでなく、アウトリーチをすることも重要である。元の入所施設等から遠方へ退所したこどもへのアプローチの検討も必要である。

(法律相談の仕組みの検討)

こどもたちが弁護士に直接相談しなくとも、法的なアドバイスを受けられるような仕組みを準備しておくことも必要である。

(一時滞在場所の確保)

1回つまずいて、仕事をやめて、行き場がなく、住む場所もない子どもの生活の立て直しに、相談窓口から一時滞在ができるような場所につなげられるような体制の確立も必要である。

(当事者同士による支援)

ケアリーバーは、支援する側にも回ってもらい、同じ仲間や後輩たちと一緒にになって支援を形づくっていく必要がある。

② 里親とともに子どもの自立を支える体制の整備

里親とともに、里親家庭で暮らす子どもの子どもの自立を支援するため、里親支援センターの整備など里親支援体制の強化が必要である。

アンケート調査では、里親家庭を巣立った対象者への送付率が低い結果となつたことから、孤立させないよう、自立後も継続して支援を行うことが重要である。

また、自立に向けて必要な情報が里親家庭で暮らす子どもたちにも行き渡るよう提供していく必要がある。

【参考】里親支援センター

里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。

(2) 支援のネットワークづくり

① 安心して学び続けられる環境づくり

(民間財団等と連携した経済的な支援)

日本学生支援機構や様々な民間財団の奨学金の充実により、大学等への進学を経済的理由により諦めることは解消されつつある。働きながら学ぶことは、学費も払わないといけない、自分の生活も守らないといけない、誰も助けてくれないとなったときに、生活に大きな困難を抱えたとの声もあったことから、民間財団等と連携し、子どもたちを経済的に支えていくことが重要である。

(民間財団等と施設等が連携した相談支援)

大学等へ進学後、生活の乱れ、人間関係のトラブル、学習の遅れなど様々な問題が生じ、民間財団への定期報告の際に奨学生から相談が入る場合がある。その際、民間財団と連携し、社会的養護自立支援拠点や児童養護施設等の職員が即座に対応できるよう支援体制を整えておくことが必要である。

② 頼れる企業で安心して働く環境づくり

(協力企業を増やすための顕彰制度の創設)

施設等のこどもたちは高校卒業後、約半数は就職をするが、大学等を中退した場合や離職してしまった場合も含めて、社会的養護に理解があり、入所中から関わりのある企業と連携することにより、安心して働く環境づくりが必要である。

そのような協力企業を増やすため、認証制度や表彰制度など積極的に協力いただける企業を顕彰する仕組みも検討すべきである。

(企業内で寄り添ってくれる職員の配置支援)

養育環境などからコミュニケーションに困難を抱える者も少なくないため、就職後、仕事のマナーから生活上の相談など一人ひとりに寄り添って支援する職員を企業内に配置する場合の支援などについても検討すべきである。

(就労支援機関との連携)

社会的養護自立支援拠点が結節点となり、企業やこどもを担当する施設職員等、こども自身からの相談に応じるとともに、ハローワークなど就労支援機関との連携も重要である。

③ 支援機関のネットワークづくり

(関係機関の活動と困り事のマッチング)

ケアリーバーの支援ニーズに対して、迅速に適切な支援機関につなげる体制を整えておくことが必要である。

施設等や民間支援機関、民間財団、企業など関係機関が集まり、それぞれの活動内容を持ち寄って、困っていることなどを共有しあうことで、マッチングを行い、そこにこどもたちもつながれるような機会をつくることも必要である。

(関係機関の交流機会の創出)

施設等が実施するイベント等に関係機関の参加を呼びかけるなど、日頃から関係性を構築し、緩やかなネットワークをつくっておくことが重要である。

(3) フォローアップの体制づくり

① ケアリーバーの継続的な実態把握の仕組みづくり

(継続的な実態把握の実施)

今回行った実態把握調査を一過性のものとすることなく、毎年度、継続的に実態を把握する仕組みを構築する必要がある。その際、実態を把握する中で、困っていると声を上げることができることにより、支援につなげられる関係性をつくっていくことが重要である。

(実態把握の対象者の拡大)

今回の調査では、家庭復帰を除く18歳以上の者に対象を絞って実施したが、誰も取り残すことなく、様々な状況における課題や必要なサポートを把握するためにも、徐々に対象を広げていくべきである。

(調査方法の工夫)

調査方法として、1人の対象者を継続的にみていくことで、ライフステージに応じた課題や必要なサポートを把握するなどの工夫が必要である。

取組の改善・充実につなげるためにも、調査の中で、ケアリーバーへの自立支援について、情報や支援が適切に届けられているかを確認すべきである。

② ケアリーバーへの支援の推進体制づくり

ケアリーバーへの支援を効果的に推進するためには、多様な関係機関の連携が必要なことから、行政、民間支援機関、企業、弁護士、医療関係者、当事者等で構成する推進体制を新たに構築し、支援策のフォローアップを通じて取組を改善・充実するなど、PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルを回していく必要がある。

VI おわりに

検討委員会では、ケアリーバーの実態を把握するためのアンケート調査の調査項目から、支援にあたっての課題、そして必要な支援策について、それぞれの委員の立場から活発に意見が述べられ、議論を重ねながら支援策をとりまとめました。

アンケート、インタビュー調査では、施設等を離れて暮らす方から、多くの声を届けていただき、現状の把握と必要な支援について報告書に反映しました。本調査結果は、これから施設等を離れる後輩たちの参考にもなるため、こどもたちにわかりやすい形で伝えていく工夫も必要です。

また、今回の検討委員会では十分に議論ができなかった論点もありました。家庭復帰をした者も、家族とうまくいかず家を出て友人の家などを転々としている事例や、家族が生活保護を受給しており、そのまま当該児童も生活保護を受給し続けている事例、進学をして休学や留年をする事例があるとの意見もありました。

そのため、今回示した支援策にとどまらず、実態把握や有識者、支援機関、当事者等で構成されるフォローアップの推進体制による評価・改善・充実を行い、より充実した支援が行われていくよう引き続き議論を深めていく必要があります。

令和2年3月に策定された兵庫県社会的養育推進計画については、令和11年度を終期とし、令和6年度が前期の終期となっており、今後、次期計画の策定に向けた検討が進められます。計画におけるケアリーバーの支援の内容については、本報告書を踏まえて検討が進められることを期待します。

(参考資料)

ケアリーバーの支援のあり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会的養護経験者（以下「ケアリーバー」という。）への支援を推進するため、ケアリーバーの実態把握と必要な支援について検討する「ケアリーバーの支援のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) ケアリーバーの実態把握に係る調査内容に関すること。
- (2) ケアリーバーへの必要な支援に関すること。
- (3) その他、ケアリーバーの支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる10名以内の委員で組織する。

- 2 委員会に座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、会務を総理するとともに、委員会を代表する。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない理由により委員会が開催できないと座長が認める場合、座長は個別に委員の意見を聴取し、委員会の開催とができる。

(謝金)

第5条 委員、又は座長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第6条 委員、又は座長が必要と認めた委員以外の者が、委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部児童課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月7日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失効する。
(招集の特例)
- 3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、兵庫県福祉部長が招集する。

別表（第3条関係）

ケアリーバーの支援のあり方検討委員会委員

氏名	所属・役職	備考
遠藤 洋二	関西福祉科学大学社会福祉学部教授	学識者 ※座長
大野 誠	一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会副会長	児童養護施設
岸田 耕二	社会福祉法人すいせい理事長	就労支援
曾我 智史	尼崎駅前法律事務所弁護士・社会福祉士	法律
富岡 弥郁	医療法人仁寿会石川病院看護師	社会的養護経験者
橋本 明	公益社団法人家庭養護促進協会事務局長	里親支援
畠山 麗衣	特定非営利活動法人 Giving Tree ピアウンセラー	社会的養護経験者
林 恵子	特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル理事長	自立支援
三浦 華子	公益財団法人神戸やまぶき財団事務局次長	進学支援
三木 崇弘	社会福祉法人恵風会高岡病院児童精神科医	医療

ケアリーバーの支援のあり方検討委員会検討経過

第1回

日 時 令和5年6月30日（金）10時～ 兵庫県民会館 10階 福
議 題 (1) 実態把握調査の実施内容について
(2) 今後の検討の進め方について

第2回

日 時 令和5年9月1日（金）13時30分～ 兵庫県民会館 7階 龜
議 題 (1) アンケートの結果報告について
(2) インタビューの内容について
(3) 現状の課題等について
(4) 必要な支援策について

第3回

日 時 令和5年11月10日（金）10時～ 兵庫県民会館 7階 鶴
議 題 (1) インタビューの結果報告について
(2) 報告書のとりまとめの構成について
(3) 必要な支援策について

第4回

日 時 令和6年1月31日（水）10時～ 兵庫県民会館 7階 鶴
議 題 (1) 報告書（案）の検討について